

（かじ取装置）

**第91条** 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項及び第3項に掲げる基準とする。

2 自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能（同規則第3改訂版の規則2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並びに2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.（運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。）を除く。）については、同規則第3改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。この場合において、次の各号に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づきかじ取装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置

3 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車のかじ取装置は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの

ロ イに掲げる各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるものハ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ニ 給油を必要とする箇所に必要な給油がなされていないもの

ホ かじ取フォークに損傷があるもの

ヘ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ト かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの

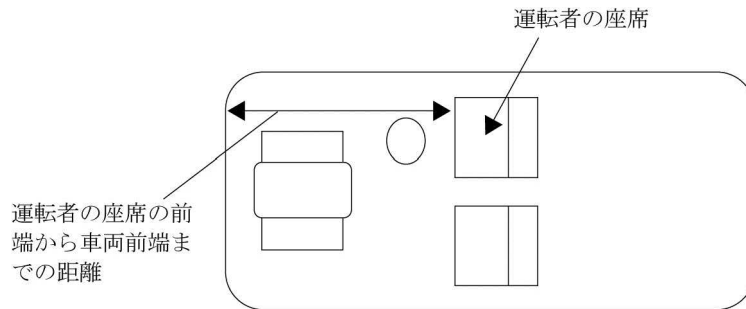
チ パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

リ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの

ヌ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの

- ル 四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えるもの。ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合に、その横滑り量が、指定自動車等の自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものをいう。）がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。
- 二 かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワーステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。
- 三 かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。
- 四 かじ取ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。
- 五 かじ取ハンドルの操舵力は、左右について著しい相異がないこと。
- 4 かじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第11条第2項の告示で定める基準は、協定規則第12号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるかじ取装置は、この基準に適合するものとする。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車について、同規則5.1.及び5.3.の規定は適用しないものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 5 保安基準第1条の3のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置であって、次の各号に掲げるものは、保安基準第11条第2項の基準に適合するものとする。
- 一 次に掲げるすべての事項に該当するもの
- イ 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの

(図)



- ロ 運転者側に面しているかじ取ハンドルの表面のうち、直径165mmの球が接触できる部分に、半径2.5mm未満の角部や鋭い突起を有していないもの
  - 二 協定規則第94号に適合するもの
  - 三 米国連邦自動車安全基準第203号に適合するもの
  - 四 米国連邦自動車安全基準第208号に適合するもの
- 6 協定規則第121号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、前方のエアバッグに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているものは、第4項の基準に適合しないものとする。